

新型コロナウイルス 感染者等が発生した場合の開設者への連絡について

1 感染の疑いがある者を把握した場合

- (1) 「感染の疑い」がある者を把握したら、直ちに、開設者に連絡するとともに、出勤（入場）自粛の指示・協力要請を行う。
- (2) 各社、各組合（組合構成員）等は、「感染の疑い」がある者のPCR検査等の結果が判明した時は、直ちに開設者に連絡する。（24時間対応 611-3111 又は 631-5549（管理センター））

2 感染者が発生した場合

- (1) 各社、各組合は、（本人、組合構成員、病院、保健所からの連絡を受け）社内・組合員等において「感染者」の発生を確認したら、開設者に直ちに連絡し、医師の許可が出るまで出勤（入場）停止指示を行う。（従わない場合、開設者が入場制限を行う。）
- (2) 各社、各組合（組合構成員）は、保健所から情報提供を受け、「濃厚接触者」を確認し、健康観察の対象となった者については、健康観察が終了するまでの間、入場停止（在宅勤務等）を指示する。（従わない場合、開設者が入場制限を行う。）

令和2年11月25日

札幌市中央卸売市場長